

## 【行政法】

下記の問題1及び問題2について、それぞれ解答しなさい。

**問題1** Xは、A県B町において建築基準法に基づく建築確認を受けて客室数30室の旅館（以下「本件施設」という。）を建築しようとしていたところ、B町の担当職員から、本件施設はB町特殊旅館規制条例（以下「本件条例」という。）に定める特殊旅館に該当するので、本件条例第3条により、B町長の同意が必要であるとの説明を受けた。そこで、Xは、B町長に同意申請書を提出したところ、B町長は、本件施設の敷地の場所が児童生徒の通学路の付近にあることを理由に、本件条例第5条に基づき、本件施設の建設に同意しないとの決定（以下「本件不同意決定」という。）をし、Xに送達した。Xは、本件施設について、すでに建築確認を受けているのであるが、工事を開始した場合には、本件条例に基づいて不利益な措置を受けるのではないかという不安を持っている。

そこで、Xは、本件不同意決定の取消訴訟を提起しようと考えているが、本件不同意決定に処分性が認められるかどうか、判例における「処分」の定義を明らかにしたうえで、以下に掲げる本件条例の規定内容を踏まえて、解答しなさい。

**（資料）** B町特殊旅館規制条例（抄）

第2条（定義） この条例において特殊旅館とは、旅館業法（平成23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供することを目的とする施設であつて、その施設の一部又は全部が車庫、駐車場又は当該施設の敷地から、屋内の帳場又はこれに類する施設を通ることなく直接客室へ通ずることができるものと認められる構造を有するものをいう。

第3条（同意） 特殊旅館を経営する目的をもって、特殊旅館の新築をしようとする者（以下「建築主」という。）は、あらかじめ町長に申請書を提出し、同意を得なければならない。

第5条（規制） 町長は、第3条の申請書に係る施設の設置場所が、児童生徒の通学路の付近又は公園及び児童福祉施設の付近である場合には、同意しないものとする。

第7条（命令等） 町長は、第3条の同意を得ないで特殊旅館の新築等をし、

又は新築等をしようとする建築主に対し、特殊旅館の新築等について中止の勧告又は命令をすることができる。

第8条（公表） 町長は、前条に規定する命令に従わない建築主については、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

2 町長は、前項に規定する公表を行うときは、あらかじめ公表される建築主に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

**問題2** 国の行政立法（ないし行政基準）は、法的拘束力の有無の観点からは、どのように分類されているか。また、それぞれの法形式の観点からは、どのような種類があるか。

※解答用紙の記入に際しては、問題1、問題2と見出しをつけて記入しなさい。